

## ○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

平成27年12月定例会

### 文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、県立高校における主権者教育についてであります。

このことについて一部の委員から、文部科学省が作成した主権者教育の副教材をどのように活用するのか。

また、現在の主権者教育の取組状況と今後の方針はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、副教材は、授業等で使用され、各校において、まずは来年夏の参議院議員選挙において有権者になる3年生への指導のために活用する。

県立学校では、教育基本法や公民科の学習指導要領等に基づいて、主権者教育に取り組んでおり、公民科では、ほとんどの授業で新聞記事を活用しているほか、毎年開催される教育研究大会においても、政治的事象等を取り入れて生徒の主体的活動を促す研究が多くなされている。

今回の選挙権年齢の引き下げは、若者への期待の表れと認識しており、今後とも、高校生が意欲的に地域課題に取り組む事業を展開し、身近な地域課題に関心を持ち、その解決のため何ができるのかという視点から、主体的に政治に関わっていくことのできる生徒の育成に努めていきたい旨の答弁がありました。

第2点は、特別支援学校の医療的スタッフの現状と課題についてであります。

このことについて一部の委員から、障害のある児童生徒には、医療的なサポートが必要であり、スタッフの体制を整えることが重要と考えるが、現状はどうか。

また、医療的スタッフを確保するためには、待遇改善等も検討する必要があると考えるがどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県では、特別支援学校に通う児童生徒の医療的ケ

アを実施するため、平成 15 年度に初めて看護師 2 名を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の増加に合わせて、順次増員し、今年度は、計 6 校で 11 名の看護師が児童生徒の医療的ケアに当たっている。

昨今の看護師不足の現状から、一時的に十分な看護師数を確保できていない時期があったものの、看護師の勤務シフトを変更するなどして、児童生徒の医療的ケアに支障がないよう対応してきたが、医療的ケアに関する教員への指導や、障害の程度が重篤である児童生徒への対応等、業務量、業務の困難性ともに増加傾向にあることから、優秀な看護師を確保するため、看護師の待遇改善を検討しているところである旨の答弁がありました。

第 3 点は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて一部の委員から、16 歳未満の者によるゲームセンターの利用について、午後 6 時から午後 8 時までの間に限っては規制強化という理解でよいのか。また、16 歳未満の者が保護者の同伴なく午後 6 時以後にゲームセンターに立ち入った場合、警察はどのような対応をするのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、今回の改正案では、16 歳未満の者について、午後 6 時から午後 8 時前までの間に保護者同伴を求める新たな規制を行っているが、保護者同伴であれば、現在は認められていない午後 10 時前までの立ち入らせができるようになることから、一概に規制の強化とは言えず、全体としては、年少者の犯罪被害や非行防止にも配慮した適切なものであると考えている。

また、午後 6 時以後に保護者の同伴なく 16 歳未満の者を客として営業所に立ち入らせた場合、営業者は遵守事項違反となり、現場における指導や公安委員会による指示処分等の行政処分の対象となるが、立ち入った 16 歳未満の者についても、保護者の同伴を求める条例の内容を周知・指導していく必要があると考えている旨の答弁がありました。

このほか、

- ・ 県立高校への専門コースの設置
- ・ いじめ根絶に向けた社会総がかりの取組み
- ・ 特殊詐欺抑止対策
- ・ 未成年者が選挙違反をした場合の刑事手続

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願 1 件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。